

監 査 報 告 書

令和7年5月27日

学校法人 芦屋学園
理 事 会 御中
評議員会 御中

学校法人 芦屋学園

監事 高島 孝光 印

監事 岩崎 和文 印

私たち監事は、私立学校法第37条第3項および学校法人芦屋学園寄附行為第20条の規定に基づき、学校法人芦屋学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務および財産の状況ならびに理事の業務執行の状況について監査を行いました。私たちは策定した監査計画に基づき、理事会、評議員会およびその他の重要会議に出席し、必要な意見を述べたほか、理事等から業務の報告の聴取や重要な決裁書類等の閲覧を行い、また、内部監査の実施状況を把握するとともに、会計監査人と連携し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書および貸借対照表）ならびに財産目録について確認する等、必要と思われる監査手続を実施しました。監査の結果、学校法人芦屋学園の業務に関する決定および執行は適切な手続を経て行われており、業務および財産ならびに理事の業務執行に関する不正の行為はなく、かつ、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。また、計算書類等は、会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支および財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

尚、令和6年12月11日付の文部科学省高等教育局から示された経営改善計画の進捗状況に関する調査結果の課題が実行され、経営改善計画が確実に達成されることが望まれます。

以上